

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 少子化の背景

少子化が急速に進行しており、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が160万人及び合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むと仮定した子どもの数）が1.26とともに過去最低を記録しました。

平成20年の合計特殊出生率は1.37と上昇したものの、依然として、現在の人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回る状況が続いています。

また、平成18年12月に国立社会保障人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」によると、少子化の主たる要因である晩婚化の進行によって夫婦の出生力の低下はますます加速するとされ、2055年の合計特殊出生率は1.26と示されました。

少子化の背景としては、女性の高学歴化やライフスタイルの変化、子育てに対する価値観の変化などが挙げられています。また、核家族化の進行、地域の連携の希薄化により、家庭や地域における子育て力の低下による不安感、負担感の増大などが生じ、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。

この少子化の問題は子どもの健やかな成長への影響だけでなく、社会保障制度の崩壊、労働力人口の減少など社会経済に深刻な影響を与えると考えられるため、子育てに対するマイナスイメージを取り除くとともに、子育て家庭を国や市町村、企業、地域などが一体となって支援していくことが求められています。

2 国・県における少子化への対応

国においては、平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」を策定し、平成11年度までの整備目標として「緊急保育対策等5か年事業」がまとめられました。また、平成11年12月に「緊急対策推進基本方針」が出されました。

さらに、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」では、エンゼルプランの見直しを図り、平成16年度までの整備目標が策定されました。

しかし、従来の仕事と子育ての両立を支援する保育中心の対策だけでは、少子化の急速な流れを変えることは難しいことから、さらに一歩進めた取り組みが必要であるとして、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を発表し、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4本柱に沿って、子育て家庭を国、市町村、企業など地域が一体となって支援していく取り組みが示されました。

そして、平成15年3月には、「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」がまとめられ、これを具体的に推進するために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年度から平成26年度までの10年間、国の示す行動計画策定指針に即した「次世代育成支援地域行動計画」を策定することが、都道府県、市町村及び301人以上の従業員(平成23年4月1日以降は101人以上)を有する企業に義務づけられました。

また、平成19年に、少子化社会対策会議において『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」および「仕事と生活の調和の推進のための行動指針」が相次いで発表され、“仕事と生活の調和の実現（ワークライフバランス）”と“包括的な次世代育成支援の枠組みの構築”の2つの方向性が示されました。平成20年には、「新待機児童ゼロ作戦」、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」などが示され、少子化対策の拡充、強化、転換が望まれているところです。平成21年には、少子化対策の観点から「育児・介護休業法」の改正が行われ、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等に向けた雇用環境の整備が進められています。

千葉県では、平成17年3月に「千葉県次世代育成支援行動計画」が策定され、「子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみんなで支える」を基本理念に、世代を超えているいろいろな人達が相互に関わり合いながら、「新たな地域像」の実現を目指していくこととされています。

3 大網白里町の対応

本町では次世代育成支援に向けて平成17年に行動計画「子ども・親・地域のほっとサークルでつなぐ 大網白里町」を策定し、妊娠・出産から乳幼児期、児童期、学齢期とライフステージに沿った各種施策・事業を3つの基本目標「子ども 学び育ち」、「親 向かいあい子育て」、「地域 みつめて育ち支援」に大別して取り組み、次世代育成の輪を広げています。

前期計画5年間は、仕組み・体制を構築し、町民にサービスの周知、利用の促進、さらにそうした仕組みを運営し日常的に支える組織や人のネットワークを作り、その輪を広げていくこと、その中で、地域として子育てを支援していく意識を少しでも共有することを目標としました。

しかしながら、本町の人口・世帯などの動向をみると、本町に移り住む住民は微増しているものの、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加による少子高齢化が依然として進行しています。平成21年の世帯数は18,040世帯となり、1世帯の平均人員数は2.78人と、年々減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

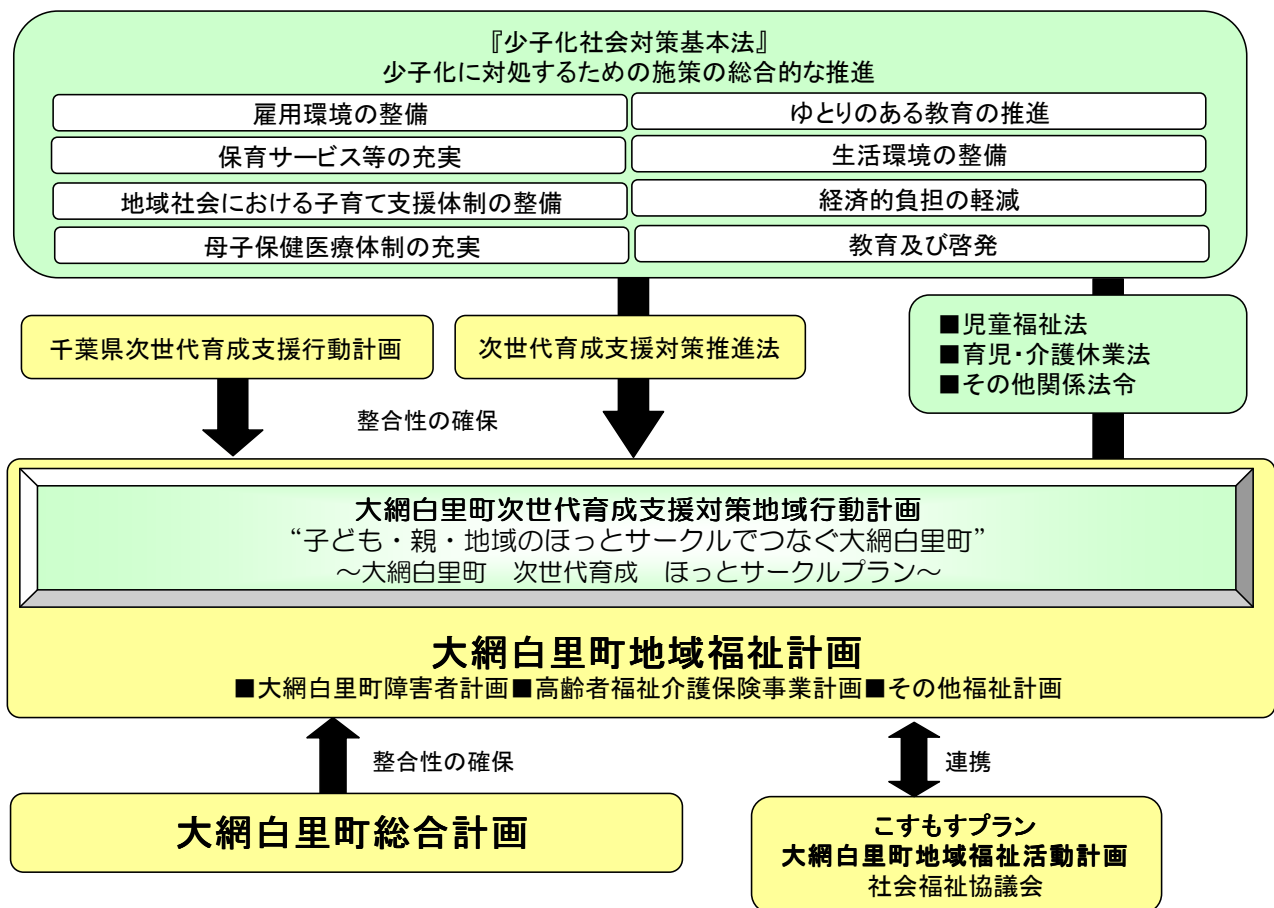
また、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスの利用を希望する家庭が増加するとともに、利用する住民のニーズも多様化しています。認可保育所・幼稚園などの利用希望はもちろんのこと、延長保育や幼稚園の預かり保育、急な用事の際、短時間だけ子どもを預ける一時保育などの保育サービスは欠かせないものとなっており、多様化する保育需要への対応が課題となっています。

後期計画策定にあたっては、少子化対策をめぐる環境変化や子育て家庭のニーズを捉え直すとともに、前期計画の進捗・達成状況について中間評価を行い、再検討しました。その結果を元に、新たに「大網白里町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定しました。

第2節 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法改正法、少子化社会対策基本法に基づき策定する計画です。これまで実施してきた子どもに関する施策・事業を点検し、次世代を担う大網白里町のすべての子どもが健やかに生まれ育つことができるように、具体的に推進するための計画です。本計画は対象を大網白里町に住む18歳未満のすべての子どもと子育て家庭として、次世代育成施策の目標・方向を示した“大網白里町の子どものための総合計画”といえます。

そのため、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる町の各部門で取り組む施策を総合的に示し、本町の総合計画をはじめ各種関連計画との整合性を保ちながら策定をしました。あわせて、本計画は各家庭、学校、地域、職場などの取り組みを促進するための指針でもあり、町全体で取り組んでいく必要があります。



第3節 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画は、5年を1期とし、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画期間と定めています。

前期計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間とし、後期計画は、前期計画の必要な見直しや改善を検討した上で、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画を策定するものとします。



第4節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、教育関係者、保健福祉関係者、公募委員等で構成された、「大網白里町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、後期計画策定に反映していくために様々な意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

2 計画の点検・評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、関係各課と連携し、町の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ることとします。また、実施状況や点検・評価の結果については、町民に公開し周知を図ります。

